（郵信省認可）　（本號六面）　明治廿三年九月十九日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千七百八十二號　金曜日
明治廿三年九月十九日（癸卯）
舊暦庚寅八月六日

日出午前五時二十七分　入午後五時四十二分
月出午前九時三十一分　入午後八時三十一分
滿潮午前八時二十分　干潮午後八時二十五分
（西暦一千八百九十年）

時事新報定價
時事新報へ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價還送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ還送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行字五號活字廿四點	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を可申受くし

時事新報

露國滅兵の一報

露國が明年を期して大に兵を減ずるの計畫ありとは過日の倫敦電報に見えたる所なり報道簡單にして委しき理由を知るに由なく信偽容易に斷ず可らずと雖も若し果して事實にてもあらんには其關係する所は實に淺少ならざる可し抑も歐洲の列國が互に其境上に睨視して寸分の油斷なく彼に增兵の讃ありと聞けば我も亦直に兵數を增し彼に新兵器の發明ありと傳ふれば我も亦屈强の利器を採用し互に探偵間諜を派遣して彼我の軍情を探知するなど戰爭の用意は常に怠らずして一旦事ありと云ふの日には直に幾十萬の精兵を國境に繰出すの準備整はざるの國なしと云ふ斯の如く四方虎視耽々たる列國睨合ひの間に在りて露國が俄に兵を減ずるとは怪しむ可きに似たれども姑く此報道を事實ありとして信ずるときは自から亦信ず可きの理由なきにあらず歐洲諸新聞紙の記する所に據れば獨逸の今帝は近來頗る平和主義に傾き同國從來の政略にも變更を來したる所あるより佛國との關係なども大に體面を改めたる折柄先月中同帝が露都に赴き露帝に會合したるも兩國間の交情を密にし專ら歐洲の平和を謀るの意に出でたるものなりと云ふ之に由て考ふれば露國に於て此際滅兵の計畫あるは兩國間に云々の約束成りて露國先づ其事を發表したるものなるやも知る可らず果して然らば此事たる獨り兩國間の約束に止まらずして其他の列國も之を承認したるものとならんと想像せざるを得ず故に露國がいよ〳〵滅兵を實行すれば獨逸も亦これを減じ獨逸みれを行へば佛國も亦これを行ひ伊太利澳地利亦次で之を行ふ事ならん西洋諸國の商賣社會には年來久しく競爭の主義行はれ商賣人は只管己れの力を以て他を壓せんとして百方手段を盡して人と爭ふに餘念なかりしも競爭の極は唯商敵を壓するに止まらず百戰々疲れて已れも亦其弊を受け自他共倒れの有樣に陷らんとするよりして此程に至りては世間既に競爭の弊を厭ひ更にシンヂケーションなる方法を工風し同種同類の商人商社互に連合共同し共に利し共に益するの風となりて商賣社會の面目を一新せんとするは世人の知る所なり、國安靡の事情も亦斯の如し彼の列國政府が年々歲々に事を事とする軍兵の費用の莫大なるよりの競爭政略の弊に堪へずして扨ては各國相睦の上、政略上に近來流行のシンヂケーションを適用したる者にあらざるか若しも然らば列國間の關係は是より靜穩に歸して歐洲の平和の爲めには祝に祝す可き次第なれども更に端を改めて其結果の如何を考ふるときは彷彿に塞心に堪へざるものなきを得ず顧ふに歐洲の中原暫く無事にして各國ともに大に兵を備ふるの必要なきの日に至らば年來戰爭の爲めに養成したる驍勁たる雄心は抑へんと欲して抑ふること能はず英雄脾肉の嘆に堪へずして或は其餘力を東洋に伸べんとするに至るやも計る可らず例へば露國のサイベリヤ鐵道の如きも明年より着手し漸を以て落成す可き筈の由なれば一旦滅兵の議、決するときは直に其費用を鐵道の敷設に移用して落成を急ぎ力を東洋に專にするみとを得べし其他獨逸なり佛國なり競ふて其餘力を東洋に用ひんとするに至るみともわたは先年の東京事件以來習く無事なりし東洋の閑天地も永く其閑に安んずるみと能はざるの時機遠からずして到來するも臨る可らず兎に角に露國滅兵の一報は我々東洋人が大に注意を要するの一警報なる可し

官報

〇農商務省令第十二號
商業會議所條例施行規則左ノ通相定ム
明治二十三年九月十八日　農商務大臣陸奥宗光

商業會議所條例施行規則

第一條　商業會議所設立ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ會員總數規則及ヒ設立地用ノ預算ヲ添ヘ認可ヲ請フヘシ
一　會議所ノ名稱
二　設立地ノ區域
三　設立地ノ商業者中會員ノ選擧權ヲ有スル者ノ概數
四　會員ノ定數

第二條　設立認可ヲ得タルトキハ發起人ニ於テ其旨ヲ告示シ商業會議所條例第五條及ヒ第六條ニ依リ會員選擧人及被選擧人ノ名簿ヲ六十日以內ニ調製シ認可ニ係ル名簿ヲ添ヘ其地ノ郡長若クハ市長ニ會員選擧ノ施行ヲ求ムヘシ
但設立地ノ區域數市町村ニ亘ルトキハ會議所ヲ建設スヘキ地ノ郡長若クハ市長ニ請求スヘシ

第三條　會議所設立發起人又ハ會議所ヨリ會員選擧施行ノ請求ヲナシタルトキハ郡長若クハ市長ハ十五日以內ニ選擧委員五名ヲ命シ少クトモ十五日以上ノ豫告ヲナシ其選擧ヲ施行セシムヘシ

第四條　第一條ノ申請書ニ依リ認可ヲ得タル會員ノ定數會員選擧規則及第二條ニ依リ調製シタル會員選擧人及被選擧人名簿ハ市郡所定數認可ノ日ヨリ効力ヲ有スルモノトス

第五條　會議所又ハ其ノ設立發起人ニ於テ會員選擧人及被選擧人名簿ヲ調製スルトキハ其ノ納稅精算年鑑ノ調査ニ付テハ地方長官ノ證明ヲ受クヘシ

第六條　會議所ノ定數ハ會員選擧ノ後六十日以內ニ確定シテ認可ヲ請フヘシ

〇遞信官告示第百八十九號
本月二十一日ヨリ信濱圖輕井澤鎌倉伊東場常信取扱所ニ於テ歐文電報ヲ取扱フ
明治二十三年九月十八日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

雜報

〇親の權　民法人事編中今回元老院に於て修正規定したる親の權と云ふは全章三節に分ち第一節は子の身上に對する權とし其要旨は親權は父之を行ふ父親權を行ふ能はざる時は母之を行ふ、父母の一方死亡したる時は他の一方親權を行ふ但其家を去りたる時は此限に非ず又子は親權を行ふもとろの父又は母の許可を得るに非ざれば父母の住家又は其指定したる住家を勝手に去る事を得ず若し子が許可を受けずして其住家を去りたる時は父母は區裁判所に申請して歸家せしむる事を得又父母は子を懲戒するの權を有す但過度の懲戒を加ふる事を得ず又子の行狀に付重大なる不滿意の事由ある時は父又は母は區裁判所に申請して其子を感化場又は懲戒場に入るゝことを得る等なり次に子の財產の管理を規定したる要旨は父は未成年なる子の總ての行爲を代表し自己の財產に於ける如く其財產を管理す又子は特別の職業を營むに因りて取得したる利益及び相續贈與又は遺贈に因りて取得したる財產の所有權を有す又父は管理の止みたる時は子に其財產を引渡す可し但收益は子の養育、教育の費用及び管理の費用に供したるものと看做す又母は子の管理を辭する事を得る等あり次に嫡母繼母及び繼母に特別なる規則を規定したる要旨は嫡母繼母は繼母の親權を行ふ場合に於ては相談人を付する事を得、此相談人は配偶者若くは親族會の定めたる相談人は遺言書を以て之を定め又は親族會其議決を以て之を定む又相談人は後見監督人と同一の權限及び義務を有す又配偶者が相談人を定めざる場合に於て親族會を招集せざる時又は配偶者若くは親族會の定めたる相談人に相談せざる時は區裁判所は檢事の請求に因り嫡母繼父又は繼母に對して親權行使の禁止を宣告する事を得る等なり尙は其親族會あるものゝ概要を聞くに親族會は未成年者の最近親族三人以上を以て之を設く、本家及び分家の戶主は親族會に列するとを得又親族會は親族、後見人、後見監督人、保佐人又は利害關係人の求めに因りて集會す又戶主成年なる時は家族の爲め親族會を設くるとを要せず又養子の親族會には實家の親族も其會員たるみとを得又會員は自己の利害に關係ある會議に列するみとを得ず又親族會を設くる事能はざる時は區裁判所其事を行ふ等なりと云へり

〇司檢所の裁定は抵觸せず　大黑丸と靜岡丸衝突事件の代言は增嶋鳩山與氏の引受にて目下控訴中なるが全體明治十四年七十五號の布告に依れば同裁判事件の確定する迄は司檢所の方の裁定を中止する定めなるにも拘らず去る五日司檢所にて裁定の申渡をなしたるは遞信大臣及び重立ちし司檢官の不在より起りし間違の樣に云ひ傳ふものあれども民事訴訟の落着せざる中管廳局が裁定の申渡をおこなりとて毫も七十五號の布告に抵觸すべき即れなく若し同局にして違法ある判定を下したりとの題は、立派な同事件を擔當し居る代言人よりの他に訴ふるの道も開けあれば決して不法の裁定には甘んずるにも及ばざる話あるべく且つ塚原管廳局長が頓に增嶋氏と往復する樣云ひ傳ふれどみは全く無根にして同局長は近頃增嶋氏に面晤しゐるみとなしといへり

〇高知縣下出水の模樣　なりとて報じ越したる處によれば同地は去る十日降雨非常に劇しかりし爲め十一日に至りては諸川溢れも增水し高知市中の如きは路上數尺の水嵩となり往來頗る困難を極めたるよし又鏡川は常水より增すみと一丈三尺に達し此上徇は一尺も增水せば由々敷大事に至らんとて警察署よりは巡査を派出して非常に備へ農民は總出にて堤防の警備に怠らざりし爲め上下の假橋流失したるのみにて堤防は無難なりしと常通寺川も大に水嵩を增し川岸端ある同川筋の家屋は浸水座敷を浸し又久萬川も非常の增水にて江ノ口の方には堤防に損所を生せざりしも河水沉溢して田畑に浸入し一面の湖水と爲り秦村の方は堤防に數箇所の破壞を生じ田畑に浸水せしが稻作は刈取の跡とて格別の損害はあらざりしよし又高岡郡佐川村の近傍は四日午後二時頃森日川俄に出水し四人流失家屋四戶浸水家屋二野及び三野の二村落は濁水急なりしかれば市街は一時筏を造りあるよし云ふ

〇母乳と牛乳　牛乳の滋養分を要せざる處なれども小兒を育てるに牛乳と孰れがよろしきかとらざるべからず然るに世間に牛乳を以て小兒を養育するは違にして小兒の健康に容易なりとして近頃歐洲諸國の醫師の少からず嘗て獨逸に於て取締するものなりと云ふ我が國にて牛乳を用ふるみとあくして健全なるみとは死亡小兒の現に百人中平均十餘人に過ぎず牛乳を用ふる國々にてはなかなかに牛乳を用ひず百に就き四十乃至五十に達する度ものは風土氣候等の關係に因り申しがたけれども獨逸の醫學は比較して牛乳を小兒の養育に適するものとし云ふ我が國の留學して其等の說を聞き大に歸朝の後人に向て之を語りし或に付き或は自說の非なるやの樣して三昧線を横へ行儀崩し風りたるなど見るさへ腐憎しく大評判を得たるものなり讀者ご判じて見給へ是は何を畫きたるものなるや締りなき着物の上に巴理の萬國博覽會に出品したるものなり